

令和 7 年度 第 1 回山梨県公共事業評価委員会

1 日時：令和 7 年 6 月 11 日（水）10:30～15:30

2 場所：山梨県防災新館 4 階 406・407

3 出席者（敬称略）

（委員）内川義行、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、保坂ひとみ、馬籠純、
宮川雅至、渡辺たま緒（五十音順）

（県）県土整備部長、耕地課・道路整備課・都市計画課・治水課職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、森林環境部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、
県土整備総務課職員

4 傍聴者等の数 0 人

5 会議次第

1. 開会

- (1) あいさつ
- (2) 委員の紹介及び事務局の紹介
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 今年度の評価委員会のスケジュールについて

2. 議事

議事録のページ

- (1) 実施要綱の改正について P2
- (2) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について P2
- (3) 選定事業報告について P2
- (4) 審議対象箇所の事業説明
 - 事後 3 農政 中山間地整備事業 天王原 P2
 - 再 3 農政 農地整備事業 中山 P4
 - 再 7 県土 道路事業 (主) 甲府昇仙峡線（新長とろ橋） P6
 - 再 8 県土 道路事業 (主) 甲府昇仙峡線（山宮拡幅Ⅱ期） P7
 - 再 10 県土 街路事業 (都) 高畑町昇仙峡線（Ⅱ期工区） P8
 - 再 9 県土 街路事業 (都) 太田町蓬沢線ほか 2 路線 P9
 - 事前 1 県土 治水事業 湯川 P10
- (5) 報告案件について P11

3. 閉会

6 議事概要

(1) 実施要綱等の改正について

事務局から説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(3) 選定事業報告について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(4) 審議対象箇所の事業説明

<事後評価事業>

事後 3 農政 中山間地整備事業 【天王原】

(質疑応答)

○委員：6 ページの写真 5 番のファームポンドの水源はどこか。

●耕地課：水源は、北杜市内にある塩川ダム。そこから管水路で引っ張ってきている。

○委員：一般的に、このような大きな事業を開始する前に、参入する担い手とやりとりしているのか、それとも事業が開始した後に、参入する担い手を決定しているのか。

●耕地課：ケース・バイ・ケースではあるが、本地区では、地元農業者が耕作放棄地を解消し、営農を再開したいという思いから事業がスタートした。事業開始後に、大規模に農地を探している法人とのマッチングが成功した。一方で、初めから新たな担い手が農地を探していて、地元とマッチングができたところで、事業が開始するというケースもある。

○委員：潜在的にニーズがあるということか。

●耕地課：そのとおり。担い手の参入を所管する課と連携し、農地を探している法人に事業を紹介している。

○委員：具体的にどれぐらいの法人が参入したか。

●耕地課：3 社が参入した。

○委員：今回の事業を契機に営農を再開した地元農家はいるか。

●耕地課：再開した人がいるかは把握していないが、再開できない人の農地を法人に引き受けてもらった。また、既に営農していた農家は継続している。

○委員：4 ページの区画整理の範囲について、部分的に対象になっていないところは、なぜ対象外となったのか。また、鳥獣害防止施設やフェンスについても、設置しているところとしていないところがあるが、この違いは何か。

●耕地課：当初計画では、そういった部分も含めて区画整理を実施する予定だったが、地権者との話し合いの結果、そのままの状態に残すということとなった。また、一部住宅があるため、ここは鳥獣害防止施設で囲うことができず、そこは除いて整備した。

○委員：事業完了後、鳥獣害の防止柵などの管理は誰がどのようにしていくのか。

●耕地課：今回整備した道路や水路などは、基本的に市が管理をする。ただ、日常的な管理、例えば泥上げや草刈りなどは、地元の農業者や新規参入した法人が行うこととなり、管理組織を立ち上げて、定期的に管理している。

○委員：2 ページの B/C について、費用と便益が着手時点からほぼ倍ぐらいに増額となった要因は何か。

●耕地課：費用については、文化財調査費、水路を分岐させ排水が一点に集まるのを防ぐための水路改修費。便益については、国産農産物安全供給効果が計上可能となったこと、営農経費節減効果は、生産性の向上という観点から作物生産効果のみの計上としていたが、外部から新たな担い手が参入し、圃場の大区画化につながったので、新たに計上することとした。

○委員：2 ページの費用対効果の都市農村交流促進効果と維持管理費節減効果とは何か。

●耕地課：都市農村交流促進効果は、基盤整備による農村景観の形成が観光資源として利用できる効果。維持管理費節減効果は、施設の維持管理に必要な見回り等の経費。

○委員：観光客がこちらに流入して、農産物を購入できる場があるか。

●耕地課：農産物を購入できる場はないが、事業位置の真ん中を通っている茅ヶ岳広域農道から左に向かって、その先端部分までが標高差が 100 メートル近くある。その高台からブドウ園を見下ろすことができるということで、良好な景観を求めて、観光客が訪れている。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要は特段ないという判断でよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再 3 農政 農地整備事業 【中山】

（質疑応答）

○委員：区画整理から除外したエリアは、どの部分か。

●耕地課：釜無川と大武川に囲まれた丘陵地で、川に挟まれたその兩岸の切り立った崖のような部分。当初広めに設定をしていたということもあるが、参入する担い手の営農状況とも合わせて、検討した結果、切り立った部分を入れて広げてもあまり効果が出ないと判断した。

○委員：図の中に、除外した範囲を明記した方が分かりやすいのではないか。

●耕地課：除外した部分の明記について検討する。

○委員：揚水ポンプの水源はどこか。

●耕地課：ボーリングにより水源調査を行い、営農に必要な水量が確保できることを確認し、井戸からポンプで吸い上げて供給する予定。

○委員：3 ページで軟岩が発生したとあるが、図面で言うとどこか。

●耕地課：4 ページ右下の 4 番と書いてあるところが、深く掘削する部分で、軟岩層が出てきたので、そこの掘削に時間を要した。

○委員：軟岩発生箇所が写真ではわかるが、図面にも記載したらどうか。

●耕地課：記載方法を検討する。

○委員：切盛土量の減少というのは、農地の使い方が当初設計していた時と比べて、ブドウ用だから切り盛りが少し減ったということもあるのか。

●耕地課：そのとおり。当初は、ほとんど平らにする予定だったが、地元と農業法人のマッチングが成功し、その営農に即した地形を活かしたものにすれば、よりコストも抑えられ、地元の営農にも適しているということで計画の見直しを図り、切盛土量が減少した。

○委員：事業費の減少に関しては、どちらの方が割合が大きいのか。区画整理の範囲が減ったことなのか、切盛土量の減少なのか。

●耕地課：10 ヘクタールほど大きく減っているなので、区画整理の範囲減少の方が、事業費減少の割合が大きい。

○委員：軟岩が出たエリアは、まだ誰も借り手がない状態で、さらに法面がある土地になっているということか。参入者の見込みはあるのか。

●耕地課：軟岩が出てきたエリアは、調整池というものを設ける位置になっている。もともと山林化していたところを、木を切って裸地化するので、非常に水が出やすくなる。雨

が降った時に水が出てきてしまい、そのまま下の水路に流してしまうと、水路があふれてしまうため、一時的に受け止める施設。ここは、農業者に貸し出す訳ではなく、行政が管理する部分。

○委員：それであれば、図面に調整池と明記した方がいい。

●耕地課：修正する。

○委員：今回 40 ヘクタールほどの農地整備だが、規模的には、大きい方か。

●耕地課：県内では、ほぼ最大級。

○委員：北杜市は、これだけの規模感で整備できる場所がまだあったということか。

●耕地課：はい。ただ、今後、このような規模のものは、そんなに残っていない。

○委員：便益について、区画が少なくなったので、作物生産効果が低くなっているというのは分かるが、そもそも傾斜地で栽培できないというところで排除したのであれば、ここまで低くならないのではないか。

●耕地課：当初は、生産額が大きい野菜の施設栽培も見込んでいたが、結果的に醸造用ブドウとなった。区画整理面積の減に加え、このあたりが影響し、落ち込みが少し大きくなった。

○委員：本地区周辺は、梨北米が有名な地域だと思うが、水田ではなく醸造用ブドウとなった理由は。

●耕地課：稲作には安定的な用水供給が必要。本地区は丘陵地であり、水が十分に確保できない。ブドウであれば、稲作ほど水が必要ない。周辺の別箇所では、別の事業で、用水路や農道の改修を実施している。

○委員：地権者数は変わっているのか。

●耕地課：地権者数は変わらず、全員が貸借を希望している。

○委員：土師器が出土されているが、これは重要な文化財なのか。文化財調査に時間が掛かっているが、しっかり文化財を発掘し、保存できたことはメリットとして記載できるのではないか。

●耕地課：「真衣野牧（まきののまき）」に関連する遺跡で、馬や牛などの家畜を飼育する、天皇の勅使により開発された土地であることはわかっているが、どこまで重要な文化財かは不明。

○委員：国内最大級の醸造用ブドウの新たな産地が形成される予定とあるが、決定ではないのか。

●耕地課：甲州市にワイナリーを持っている会社が、醸造用ブドウを栽培するということになっており、既に一部試験栽培も開始している。整備が完了すれば、順次植え付けを行っ

ていく予定。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再 7 県土 道路事業 【(主) 甲府昇仙峡線（新長とろ橋）】

（質疑応答）

○委員：橋梁架替事業で、B/C を算出しない理由は。

●道路整備課：同じ位置に同じ規模の橋梁をかけるもので、地域を結ぶ必要な事業であるため、B/C によらず必要なものであるということから、事業化当時から B/C の算出はしていない。

○委員：仮設の工事用道路について、地元の同意が得られなかったのはなぜか。

●道路整備課：このあたりは、民家もあることに加え、観光地として多くの人が訪れる場所であり、ここに工事用道路をつくってしまうと、工事車両の頻繁な出入りや、騒音・振動等の影響が懸念されたため。

○委員：仮設支保工の増額について、当初から見込むことはできなかったのか。

●道路整備課：事業化当時から工事費は見込んでいるが、予備設計レベルのため概算額である。事業化後の詳細設計にて、諸条件を精査したところ、工事費が増加した。

○委員：休憩施設とは何か。

●道路整備課：現橋の兩岸に整備する眺望のスペース、ベンチ、あずまやなどである。

○委員：現橋の補修はなぜ必要なのか。

●道路整備課：現橋を遊歩道として活用するためである。

○委員：事業費の増額理由をもう少し詳細に記載するべきではないか。また、令和 3 年の再評価以降の再度の増額理由も丁寧に記載するべきではないか。

●道路整備課：詳細に記載する。

○委員：今回の事業期間の延伸で事業が完了できるか。

●道路整備課：これ以上の延期の予定はない。

○委員：上部工工事において、仮締切工は必要なのか。

●道路整備課：仮締切工は必要ない。

○委員：事業の必要性について、B/C では評価できないので、県民にも分かりやすいかたちで、補足説明をしてほしい。

●道路整備課：承知した。調書を修正する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再 8 県土 道路事業 【(主) 甲府昇仙峡線（山宮拡幅Ⅱ期）】

(質疑応答)

○委員：4 ページの図で、黄色の点線で埋蔵文化財調査範囲というのを示しているが、これ以外の範囲では実施しないのか。

●道路整備課：黄色破線は、埋蔵文化財の本調査の範囲を示している。それ以外の範囲は、試掘調査により不要となった。

○委員：埋蔵文化財の調査は、試掘が終わった段階で、本調査は今からなのか。

●道路整備課：昨年度から本調査をしており、今年度中には完了予定。

○委員：この年月があれば確実に事業が完了することか。

●道路整備課：この期間で完了する見込。

○委員：路床改良工の追加により、経済効率性の便益（B）にも、反映されるのか。

●道路整備課：便益でなく、費用（C）に反映される。

○委員：費用は増えるが、便益は変わらないということか。

●道路整備課：便益は変わらない。

○委員：この事業は道路事業で、その南側は街路事業で整備しているが、これは名前の違いだけか。

●道路整備課：道路をつくるという意味では同じだが、街路事業は、都市計画法を根拠にする事業であり、昭和 45 年の人口集中地域（45DID）の中は、これによることとなっている。その外側は道路事業、ないしは両事業との調整によって事業を実施することとなっている。事業の境が概ね 45DID の境目ということで、道路事業と街路事業で分けて事業を実施している。

○委員：経済効率性の便益（B）について、もう少し詳しく説明してほしい。

●道路整備課：便益は、評価時点のパラメータを使って算出することとされており、R1 から R7 にかけての物価上昇等の影響で、時間価値原単位が上昇していること、また、周辺道路が事業化された影響等により、R1 事業化当時よりも交通量が増加傾向にあるため、便益が増える結果となっている。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

＜再評価事業＞

再 1 0 県土 街路事業 【(都)高畑町昇仙峡線（Ⅱ期工区）】

(質疑応答)

○委員：4 ページの横断図のところで、勾配は、矢印のどちらの向きで上がっているのか。

●都市計画課：矢印の方向に下がっている。

○委員：歩道の外側にあるカルバートのようなものは何か。

●都市計画課：車道側から歩道側に向かって水が流れていって、ここに十数メートル間隔で街渠柵という水を取る柵が設置される。そこから歩道側に水を流して処理する。

○委員：便益について、着手時から下がっている理由は何か。

●都市計画課：一番大きな要因は、救急救命率向上便益で、対象地区の人口が減少したことにより下がっている。

○委員：人口が減って下がるのであれば、走行便益も下がるのではないのか。

●都市計画課：走行便益は、利用する台数により変動するので、人口減少による影響を受けない。

○委員：再評価の 8 番では、その他の便益が増加しているが。

●都市計画課：便益範囲の取り方について、街路部分は、周りのほかの地域の人口も含めた中で算定していたため、数値が大きくなっている。

○委員：着手時点と変更計画時点で同じ条件で比べないと意味がないのではないか。条件が違うものを比べているので、このままもし残すのであれば、注釈などで説明が必要ではないか。

●都市計画課：承知した。注釈など補足を加える。

○委員：5 ページの写真 3 の施工済み区間は、これから電線の地中化をするのか。

●都市計画課：そのとおり。電線の地中化と最後の舗装以外は完成している。

○委員：この路線は、どこまで電線の地中化をするのか。

●都市計画課：1 ページ目の位置図の範囲が事業区間となっており、牛句インターチェンジより北側は事業区間外。

○委員：埋蔵文化財調査範囲について、再評価の 8 番は、2 カ所だけというところで、2 年ほどで完了するということに納得できたが、本事業では、範囲全体となっているので、

この事業期間で完了するのか。

●都市計画課：完了する。再評価の 8 番と調書の記載などについて整合を取る。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再 9 県土 街路事業 【(都) 太田町蓬沢線ほか 2 路線】

(質疑応答)

○委員：現状の交通の混雑の状況が、整備されるとどのように改良されるか。

●都市計画課：太田町南交差点と遠光寺東交差点の交差点 2 カ所が近接しており、慢性的に渋滞を引き起こしている。この 2 つの交差点を 1 つにまとめることで、渋滞解消を図る。

○委員：当初の評価においても、B/C は算出していないのか。

●都市計画課：当初の時は算出している。その時には、交差点だけではなく、一連区間で交差点改良および電線共同溝による道路改良があったため。

●事務局：交差点改良や、局所改良、拡幅事業等は、道路における便益を算出していくために、一定の改良距離が必要。また、改良していくにあたって、一番効いてくるのが走行時間短縮便益であり、改良したことによって走行速度が変わり、延長や走行台数の値も踏まえ、便益が算出される。交差点改良や局部改良は、便益が全く生まれてこないものになってしまうので、B/C をこれによって算出しようとする、数字が全く出ないという状況になる。

○委員：つまり三便益で評価できないような工事になっているということか。

●事務局：そのとおり。

○委員：それは評価の方法が確立されていないということ。今後評価方法の改善や見直しをしていく中で、交差点の評価の指標ができれば、B/C は測れるようになるはずなので、検討してほしい。

●事務局：検討する。

○委員：総事業費が下がったのは、良かったと思いつつ、実際は切り離された他の事業の分を合わせると、減額以上に上がっているのではないか。参考として、全体ではこうなっているという説明があってもいいのではないか。

●都市計画課：承知した。

○委員：本来は、事業を分けた時点で再評価を受けるべきではなかったのか。

●都市計画課：ご指摘のとおり。

○委員：完成した時にはどのような交差点になるのか、特に車の流れがわかるように調書を修正してほしい。

●都市計画課：承知した。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前 1 県土 治水事業 【湯川】

(質疑応答)

(質疑応答)

○委員：流下能力を 8 トンから 23 トンに上げるということで、具体的にはどのように上げるのか。

●治水課：既存の河川より掘り込むと同時に、川を広げる。

○委員：下流側の 160 メートルは既に同様の整備がされているが、さらにその下流側も、整備が完了しているか。

●治水課：そのとおり。

○委員：平成 12 年の浸水原因は、屈曲部分の流下能力不足が原因か。

●治水課：そのとおり。

○委員：湯川に支川はあるか。氾濫の原因として、支川の影響は考えられるか。

●治水課：支川からあふれたのか、湯川からあふれたのかは特定できないが、支川からあふれた可能性はある。

○委員：被害防止便益はどのように算出したか。平成 12 年の浸水被害を基に、現在価値に置き換えて算出しているのか。

●治水課：平成 12 年 9 月豪雨の状況を基に、氾濫シミュレーションを行い、氾濫区域や影響を受ける家屋等を想定して被害額を算出している。

○委員：シミュレーション結果と実際の浸水実績に違いがあるのはなぜか。

●治水課：左支川の存在や湯村温泉通りを流れる水の流れを考慮していないので、違いが生じている。今回のシミュレーションは、あくまで川の中に水を流した場合の結果となる。現時点ではこのような想定となっている。

○委員：川を拡幅するということだが、この地区は道が狭いため、工事はどのようなになる

のか。

●治水課：メインルートである湯村温泉通りの湯川橋は架け替えが必要になる可能性がある。それとともに、細かな市道も何か所もあり、そのあたりも橋の架け替えが必要になる可能性がある。

○委員：橋の架け替え費用は、総事業費に含まれているか。

●治水課：総事業費の中に、現時点で想定される橋の架け替え費用は含んでいる。

○委員：湯村温泉再開発事業との連携はあるのか。

●治水課：再開発事業との連携も考慮し、事業区間を決定している。

○委員：川幅を広げるのに、道路との幅の取り合いはどうなるのか。住宅を用地として取得するのか。

●治水課：湯村温泉通りはこのまま残し、住宅等を用地として取得することを見込んで、その補償費用も含めた事業費としている。

○委員：調書の課題背景の中に再開発事業も行われている地域に河川整備が必要であるといった趣旨のことを記載すると、再開発事業についてもちゃんと配慮しているということが伝わると思うので、検討してほしい。

●治水課：記載について検討する。

○委員：標準断面図の両サイドの 3 メートルのスペースは何か。

●治水課：河川を管理するための管理用道路として整備が必要。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

(5) 報告案件について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。